

交通事故で保護者が死亡または負傷を負ったご家庭のお子さまへ 返済不要の奨学金等を給付します

他の奨学金(給付型・貸与型問わず)との併用も可能です。

私たち沖縄県交通遺児育成会は、不慮の交通事故により父か母、あるいはこれに代わる保護者が亡くなられた、または交通事故が原因で後遺障害を負った保護者をもつご家庭のお子さまの学業継続と健やかな成長を応援するため、返済不要の奨学・育成金給付支援事業を実施しています。

進級、進学を迎えたお子さまの学業邁進と人材育成を応援するため、本年度の「交通遺児等奨学育成金給付支援制度」の募集を開始いたします。制度をご利用される保護者様は以下の【申請対象者について】をご確認いただき当育成会へ直接お問い合わせください。

【申請対象者について】

- ① 交通事故が原因で保護者が死亡または後遺障害を負ったご家庭のお子さま
(交通事故の被害側・加害側問わず、双方のお子さまを支援しています)
- ② 後遺障害とは、身体障がい者手帳の1級から4級の等級であること
- ③ 保護者(配偶者含む)の年間所得が400万円未満であること
- ④ 留年や休学中またはその予定もないこと

※その他の諸条件もございますため、詳細は事務局にお問い合わせください。

◆ 給付金の種別

奨学・育成金 ※年額となります	小学生	48,000円	専修(専門)学校生	120,000円
	中学生	54,000円	大学生	240,000円
	高校生	96,000円		
その他給付金 (対象者)	激励金	小学校入学激励金		15,000円
		中学校入学激励金		20,000円
		中学校卒業激励金		20,000円
	見舞金	事故から1年内の認定者(小・中・高)		30,000円
	リター-育成金	海外派遣支援 500,000円(最大) 国内派遣支援 60,000円		

◆ 募集期間

令和7年4月1日(火)～8月14日(木) ※申請書必着日

【事務局】

公益財団法人沖縄県交通遺児育成会(担当:塩川)
〒900-0027 那覇市山下町18番26号(B-211)
TEL:(098)987-0743 / FAX:(098)987-0744
E-mail:okinawaken.koutuijie@swan.ocn.ne.jp



交通遺児給付金支給のための



申請者 募集

交通遺児育成会とは、学業支援や人材育成の活動を行いながら、交通遺児を応援しています。
一瞬にして悲しい交通事故に巻き込まれ、生計維持が困難になったご家族のために育成会が返済不要の支援金を給付します。

2025年
8/14締切

対 象

●小・中・高等学校生 ●特別支援学校生

●専修学校生 ●大学・大学院生

※給付申請時学校在籍中のもの

資 格

●保護者が死亡または※後遺障害を負ったもの

※後遺障害とは身体障害者1～4級と診断されたもの

●保護者（配偶者含む）の年間所得が400万円未満

●ほかの給付制度の利用も認める（条件あり）

支援内容

●奨学・育成金、激励金、見舞金を給付します

●海外・国内派遣を希望するものにリーダー育成金を支給します

●イベントやプロスポーツ観戦に招待し、家族で楽しんでもらう場を提供します



申請の案内は4月に入って学校へ募集要項を郵送します。
またはHPでご確認いただくか、お気軽にご連絡ください。

／ 詳細はこちらからお問い合わせください ／

TEL **098-987-0743**

公益財団法人
沖縄県交通遺児育成会

〒900-0027 那覇市山下町18番26号
山下市街地住宅2F B-211号室
<http://www.okiko-iku.com>

